

弁護士費用一覧（債務整理）

2021年3月31日  
令法律事務所

※以下述べる「実費」とは、郵便切手代や印紙代などです。

※遠方の裁判所に出頭する場合は、3～6.6万円/回の日当をいただきます。

**1 自己破産（非事業者）**

事件種別（債権者数）	着手金	報酬金
同時廃止（5以下）	22万円	0円
同時廃止（5から10）	27.5万円	0円
同時廃止（10以上）	33万円	0円
管財事件	44万円	0円

※そのほか、実費計1万円程度及び裁判所に対する予納金が必要です。

**2 個人再生（小規模個人再生・給与所得者等再生）**

	着手金	報酬金
住宅資金特別条項なし	37.5万円	0円
住宅資金特別条項利用	49.5万円	0円

※そのほか、裁判所に対する予納金と実費2万円程度が必要になります（合計3～4万円）。

※債権者数が10社を超える場合、金額を加算することがあります。

**3 任意整理（非事業者）**

	着手金	報酬金
任意整理	2.2万円×債権者数 (最低5.5万円)+消費税	2.2万円×債権者数 (最低5.5万円)
任意整理（過払金あり）	2.2万円×債権者数 (最低5.5万円)	上記金額+過払金の22% 相当額
過払金請求（完済済み）	2.2万円×債権者数 (最低5.5万円)	過払金の22%相当額

※そのほか、実費1万円程度が必要です。

**4 法人破産・事業者破産**

	着手金	報酬金
	55万円～	0円

※そのほか、実費1万円程度及び裁判所に対する予納金が必要です。

※会社と代表者個人双方からの受任で、同一裁判所での同時進行手続の場合、代表者個人の着手金は、「1 自己破産（非事業者）」の着手金から5万円を減額した金額となります。